

陳 情 第 1 号	平成25年12月5日受理
付 託 委 員 会	福祉常任委員会
件 名	介護職員の処遇改善を求める件
陳 情 要 旨	
<p>介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされています。</p> <p>超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」を食い止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態にあります。深刻な介護職場の人材不足を解消するためには、一刻も早く全労働者の平均賃金に引き上げることが必要です。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求めます。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。 2. 介護職員処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。 	